

○国立大学法人東京科学大学公募型企画競争取扱内規

令和6年10月1日
会計事務総括責任者制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程（令和6年規程第79号。以下「契約規程」という。）第5条第1項第2号に定める随意契約に付する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「公募型企画競争」とは、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）の行う事業に対し、提案者を募集し、その提案を基に審査を行い、実現性があり最も相応しい者を契約の交渉権者（以下「交渉権者」という。）として選定する方法をいう。

2 この内規において「部局」とは、国立大学法人東京科学大学組織運営規則（令和6年規則第1号）第19条から第32条までに定める組織をいう。

3 この内規において「部局長」とは、部局の長をいう。

(対象事業)

第3条 公募型企画競争を実施することができる事業は、外部の者の提案を受け入れる方が効果的若しくは効率的に実施できる事業又はその他公募型企画競争により選定することが適当であると認められる事業とする。

(公募型企画競争の参加制限)

第4条 公募型企画競争に参加させることができない者については、契約規程第7条の規定を準用する。

2 公募型企画競争に参加させないことができる者については、契約規程第8条の規定を準用する。

(実施についての事前承認)

第5条 部局長は、公募型企画競争を採用しようとするときは、当該事業に公募型企画競争を採用することが効果的又は効率的であるかを十分検討の上、事業の目的、事業の内容、事業の期間又は時期、公募型企画競争を採用する理由、期待できる効果、実施スケジュール、審査方針及び審査方法を明らかにして財務部、施設部又は病院事務部の会計責任者の承認を得るものとする。

(公募要領)

第6条 部局長は、公募型企画競争を実施するに当たっては、次に掲げる項目を明らかにした公募要領を作成しなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分の削除又は必要な事項の追加をすることができる。

- 一 事業名
- 二 事業の目的
- 三 事業内容

- 四 予算額（上限）
- 五 実施期間（時期）
- 六 応募資格（対象者及び資格要件）
- 七 企画提案書に関する事項（記載すべき内容、提出方法、提出期間等）
- 八 提案の審査に関する事項（審査方法、審査基準、審査の結果の通知方法等）
- 九 契約の締結に関する事項
- 十 その他必要と認める事項
（公募型企画競争審査委員会）

第7条 部局長は、公募型企画競争の審査に当たり、当該部局に公募型企画競争審査委員会を設置する。

- 2 公募型企画競争審査委員会の委員は、当該部局に所属する職員がいる場合は、当該職員を含むこととし、事業内容に応じた規模の人数で構成する。
- 3 部局長は、必要に応じ、他の部局又は他機関の長の同意を得て、他の部局又は他機関の職員に委員を委嘱することができる。
- 4 公募型企画競争審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、公募型企画競争審査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長は、委員以外の者を公募型企画競争審査委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（審査基準の策定）

第8条 審査基準は、次に掲げる項目により公募型企画競争審査委員会において策定しなければならない。

- 一 企画提案の実行可能性 企画提案の実行可能性を評価するための必須項目
- 二 企画提案の評価 大学の募集に対する提案内容を評価するための項目
- 三 提案者におけるワーク・ライフ・バランス等の取組の実施状況を評価するための項目
- 2 前項各号のほか、提案内容について特筆すべき事項等がある場合は、公募型企画競争審査委員会の見解として加えることができる。
- 3 審査基準は、公募を実施する際に公表しなければならない。

（公示）

第9条 部局長は、公募型企画競争を実施するときは、提案内容の書類提出期限の前日から起算して少なくとも10日前までに掲示その他の方法により公示しなければならない。

- 2 前項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 公募型企画競争を実施する事業
 - 二 公募型企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 三 仕様書等及び公募要領を示す場所等
 - 四 公募型企画競争に係る説明会の日時及び場所
 - 五 企画提案書等の提出期限等

六 提案内容の審査に関する事項

七 企画提案書等の作成に当たっての照会先

八 その他必要と認める事項

(公募型企画競争説明会)

第10条 部局長は、公募要領その他関係資料で示した内容等のうち、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合は、説明会を開催することができる。

(提出書類)

第11条 部局長は、公募型企画競争を実施するときは、提案者から次に掲げる書類を提出させなければならない。

一 企画提案書

二 その他審査に必要な書類

2 前項の提出書類は、受領後の差し替え及び再提出を認めてはならない。

(審査)

第12条 公募型企画競争審査委員会は、前条に規定する提出書類等を基に、原則として所定の審査書により審査を行うものとする。この場合において、審査書の内容を確認するため、ヒアリングを実施する等の措置を講じるものとする。

2 公募型企画競争審査委員会は、一定の条件を満たす者を交渉権者として選定するものとする。この場合において、一定の条件を満たす者が2人以上あるときは、これらの者を交渉権者とし、順位を付すものとする。

(審査結果の報告)

第13条 公募型企画競争審査委員会の委員長は、審査の結果について、選定経緯を明らかにした書面により、部局長に報告するものとする。

(交渉権者の推薦及び提案者への通知)

第14条 部局長は、前条の規定による報告を受けたときは、選定経緯を明らかにした書面により、交渉権者を第5条で承認を得た会計責任者に推薦するとともに、審査の結果について、提案者に通知するものとする。

(契約交渉)

第15条 当該会計責任者は、前条の規定により推薦された交渉権者と契約交渉を行うものとする。この場合において、2人以上の者を交渉権者として推薦された場合においては、順位の高い者から契約交渉を行うものとする。

(契約者の決定)

第16条 当該会計責任者は、前条の規定による契約交渉の結果、予定価格の範囲内で合意した交渉権者を契約の相手方として決定する。

(雑則)

第17条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。

2 国立大学法人東京工業大学公募型企画競争取扱要項（平成 24 年 12 月 21 日制定）は、廃止する。